

令和2年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和3年3月5日（金） 午前10時～午前11時15分	
開催場所	徳島市役所6階 工事入札室	
出席者	委員会	多田正孝委員長、尾野薫委員、谷口英一委員、則包光徳委員、（足田光伯委員は欠席）
	徳島市及び 上下水道局	土木政策課長、上下水道局次長兼総務課長、上下水道局工事検査監ほか関係各課・事務局職員
審議案件	一般競争入札（総合評価方式含む）	6件
	指名競争入札	4件
	随意契約	0件
	合計	10件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇特になし	
審議1 <一般競争入札・総合評価方式> 三ツ合橋耐震化工事 <span style="float: right;">（道路建設課）</span>	
<p>◇この案件だけではありませんが、内訳明細書の費目ごとの金額が、各業者によって大きな乖離が見られます。これでは、意味がないのではないですか。</p> <p>◇内訳明細書の費目ごとの金額の乖離が、不正につながるとまでは言いません。また、入札価格が低すぎると品質保証上、良くないのもわかります。しかし、同じ工事をするのであれば、1円でも安く受注してもらったほうがよいのではないかと感じます。</p> <p>◇業者は事前に予定価格を知っているのですか。</p>	<p>◆業者ごとに費目の割り振りの考え方の違いがあります。この工事の場合、業者によって運搬費が大きく異なっているのは、一方の業者は、共通仮設費の中の運搬費として見込んでいたものを、もう一方の業者は、運搬費を直接工事費の中の土工として積算したものと考えられます。5千万円以上の総合評価方式の入札案件については、失格判断基準として、別の判断基準がありますが、内訳明細書の項目ごとの金額の乖離によって直ちに失格とはしておらず、入札金額で判断しています。</p> <p>◆制度上、ある一定のラインを引いて、そのラインより1円でも安ければ失格となります。5千万円以上の工事であれば、低入札価格調査制度という、ある一定以上の品質が保たれるかどうかの判断をした上で、落札者とするという制度を適用しています。一般的な工事であれば、失格基準価格より1円でも低い場合は、それが例え品質保証されていたとしても失格となります。 どのような方法でそういった懸念が回避できるのか、今後の課題と考えます。</p> <p>◆事前に予定価格を公表しています。</p> <p>◆調査基準価格は事前に公表していません。事後公表</p>

<p>◇調査基準価格も事前に公表しているのですか。</p> <p>◇現在、国全体として、公共工事の予定価格を事後公表にするような動きがあります。事前に公表すると、最低ラインがある程度予測されてしまい、談合になりかねない事案が多いので、今後検討していただきたいと思います。</p> <p>◇落札業者が台船作業一式を下請けに出し、さらに孫請けに出していますが、下請けと孫請けの契約金額にかなりの差があるのが気になります。</p> <p>◇内訳明細書については、徳島市が様式を作成し、元請業者と下請け業者との契約書は、業者ごとの独自様式を使用していると見受けられます。今回の工事の場合、下請に出している契約書の金額は3,190万円となっていますが、内訳明細書には3,190万円を超えるような費目が見受けられません。内訳明細書の各費目を適当に入れていたような印象を持っています。</p> <p>◇収入印紙について、契約金額によって変わるとは思います。しかし、添付されている契約書には、半額くらいの収入印紙しか貼られていないようですが、正しいのですか。</p>	<p>です。</p> <p>◆検討していければと思います。</p> <p>◆台船作業一式になっているので、詳細は不明ですが、船のサイズ差、日数差及び現場管理する範囲によっても差が生じてきます。</p> <p>◆おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>◆税法上、工事の請負契約についての収入印紙は、特例措置が設けられており、ほぼ半額となっております。</p>
---	---

審議2 <指名競争入札> 新浜2丁目中央線側溝新設工事

(道路建設課)

<p>◇この件だけではないですが、指名競争入札について、辞退が多く見られます。辞退した業者に対して、何らかのペナルティなどはありますか。</p>	<p>◆特に、ペナルティなどは課していません。</p>
--	-----------------------------

審議3 <一般競争入札> 剣先跨線橋耐震及び長寿命化設計業務

(道路建設課)

<p>◇予定価格について、見積もりはどこかで取られたのですか。それとも積算などの計算から算出されたのですか。</p>	<p>◆予定価格(設計金額)は積算基準によりますが、積算基準に載っていないものは見積もりを取って計算しています。この案件については、跨線橋なので、JRに関係する部分はJRから見積もりを取って計算しています。</p>
--	---

審議4 <指名競争入札> 国府町西矢野排水路改良工事

(耕地課)

<p>◇この案件について、指名競争入札業者10者のうち8者が辞退等になっています。これでは事実上、競争入札になっていないので、談合と見られても仕方ないと思います。業者間で、辞退等のやり取りがあったかもしれません。辞退者には何らかのペナルティを課しないと、歯止めが効かないと思います。</p>	<p>◆ご指摘の点は確かにそうだと思います。ただ、この案件の地区では、常に半数を超える辞退者が出ているといったことはありません。他都市では、辞退者にペナルティを課している自治体もありますが、ペナルティを課すと、落札意欲のない業者が100%の金額で入札をする可能性が高くなり、別の弊害が出てきます。</p>
---	--

<p>◇辞退者が続くようなら、ペナルティを課すといった制度をぜひ取り入れていただきたい。また、内訳明細書について、費目の割り振りを業者任せにすると乖離が出て、いつも論点になってしまうので、この費目にはこの項目を入れるといった「ガイドライン」を作成したほうがいいのではと思います。</p>	<p>しかしながら、辞退者の多い場合が続けば、競争性が失われるため、その場合は、地区の見直しをするなどの検討を行います。</p> <p>◆内訳明細書について、正確な見積もりをせず、総額ありきで費目を割り振る業者もあります。今後、内訳明細書がもっと重要な役割を担うように、検討していければと思います。</p>
<p>審議 5 &lt;指名競争入札&gt; 農村地域防災減災事業に伴う農業用ため池現況調査業務（その2） (耕地課)</p>	
<p>◇この案件について、各業者の入札金額が似かよっている感じがします。談合の疑いはないのですか。</p>	<p>◆業務委託に関しては、差が出にくい傾向があります。あまりに不自然なものを見聞きすれば、直ちに精査・調査します。</p>
<p>審議 6 &lt;一般競争入札&gt; 不動6棟外壁塗装工事 (住宅課・公共建築課)</p>	
<p>◇この案件を落札した業者の完成工事高は、他の入札している業者と比べ、極端に低いように思います。他の業者がこの業者に落札させてあげようと、便宜を図っているような印象を受けます。</p>	<p>◆今回落札した業者は、土木工事を主とする業者です。塗装についての完工高は低いですが、総合的に見るとかなりランクが高い業者となります。ご指摘の疑念に関しては問題ないと思います。</p>
<p>審議 7 &lt;指名競争入札&gt; 論田東本線側溝工事 (道路維持課)</p>	
<p>◇この案件は、落札が9月なのに、下請けの舗装会社との契約が翌年1月になっています。どういった経緯で遅くなったのですか。</p> <p>◇工期が伸びた原因は何ですか。</p>	<p>◆工期の延伸もしており、舗装工は工事の工程の最後になるため、どうしても遅くなります。</p> <p>◆側溝工事になるので、近隣住民の自動車の出入りなどを相談しながら工事を止めているので、工程が遅れる場合があります。</p>
<p>審議 8 &lt;一般競争入札・総合評価方式&gt; 眉山系送水管布設替工事（2工区） (上下水道局)</p>	
<p>◇内訳明細書を見ますと、工事に関する直接的な費用の違いはないですが、極端に違うのは、一般管理費の金額が960万円から460円と大きく違います。この案件の落札金額の範囲は6,100万円から6,500万円、その金額の差は300万円から500万円までとなっていることから、一般管理費の差が落札金額の差になっているのではないかと思います。これを見ると全体の中で、悪く言えば調整しているのではないかと疑念を抱かせかねないと思います。</p> <p>◇現場管理費と一般管理費の違いは何ですか。</p>	<p>◆各業者の企業方針によりますし、得手不得手もあるかと思いますが、真意は定かではありません。</p> <p>◆現場管理費は工事を管理するための費用で、直接工事と関係のある費用とは別に、工事の管理監督を行</p>

<p>◇何かに書かれていたのですか。</p> <p>◇業者に対して、一般管理費と現場管理費についてこういう内訳ですよと知らしめているわけではないのですか。業者によって内訳明細書の項目に対する考え方が違うのではないのですか。</p>	<p>う現場監督の person 費や外注の費用などがあたります。</p> <p>一般管理費は、企業の販売活動及び一般管理活動によって発生する費用のことで、管理部門の person 費や工事費などがあたります。</p> <p>◆建設業法の本等で調べました。</p> <p>◆知らしめているわけではないですが、そういう前提で入れていただいていると想定しています。</p>
---	--

審議 9 <一般競争入札> 徳島市公共下水道福島末広・沖洲分区雨水管理方針策定業務

(上下水道局)

<p>◇入札金額を万円単位で内訳明細書を出している業者がいる中で、千円単位の端数まで記入している業者がいるのが気になるります。</p> <p>◇最低制限価格の算定方法を教えて下さい。</p> <p>◇最低制限価格の計算式の 0.82 の意味は何ですか。</p>	<p>◆千円単位の端数については、偶然出てきた数字だと思うのですが、真意の程はわかりません。</p> <p>◆平均入札額と予定価格に 2 を乗じた額を足した額を 3 で割り、0.82 をかけたものです。各業者の入札額が確定した時点で最低制限価格が算出され、それにより 2 者が失格となりました。一般競争入札は、応札してくる業者は、開札されるまでわからないため、適正な入札が行われたと考えています。</p> <p>◆土木工事の場合 0.88 ですが、業務委託の場合は 0.82 と係数が変わります。これは徳島市の数字と同じです。</p>
--	---

審議 10 <一般競争入札・総合評価方式> 末広二丁目・南末広町污水管渠築造工事

(上下水道局)

<p>◇失格基準価格と入札額が同額というのが気になるります。こんなことはありえるのだろうかと思ひます。このようなケースにおいて、同額になった理由を業者に聞き取り調査をしているのですか。</p> <p>◇失格基準価格と入札額が同額ということはあることなのですか。</p>	<p>◆聞き取り調査はしていません。今回、業者が設計書を確認し、積算を積み上げた結果、失格基準価格と同額になったのではないかと思ひれます。</p> <p>◆低入札価格調査制度は 10 年以上前から実施しておりますが、今回のような同額であるケースは聞いたことがありません。入札金額が、調査基準価格を下回り、失格基準価格以上になった場合は、低入札価格調査委員会を開くこととなります。そういった例は過去に 1 回あります。</p>
--	--

指名停止の運用状況について

<p>◇徳島市と上下水道局の指名停止業者一覧を見比べると、上下水道局が1件多いですね。この1件について理由を確認したところ、この業者を含め6者が談合を行ったとの理由で、指名停止したとのことでした。この業者以外の5者は掲載されていませんが、おとがめはなしですか。</p> <p>◇徳島市の名簿には入っていないが、上下水道局の名簿にはあったということですか。</p>	<p>◆上下水道局では令和2年6月1日から徳島市の名簿を全面適用した関係で、それまで水道局独自の名簿になかった業者が、6月から加わることになりました。そのため、時期はずれるのですが、令和2年6月1日から指名停止をしております。ほか5者については、従前の名簿にあったため、既に指名停止をしております。</p> <p>◆もともと徳島市の名簿にこの業者は登録されており、水道局の名簿には登録されていませんでした。しかし、昨年6月から徳島市と上下水道局の名簿が一緒となり、その時点で上下水道局に今回の業者が新規として入った経緯があります。そのため、この業者だけ指名停止としないのは、ほかの業者との整合性・公平性に欠けるため、指名停止措置を行いました。</p>
<p>その他意見</p>	
<p>◇特になし</p>	

以上